

## 『生政治の誕生』

第一講 1979年1月10日

### ■ 今年のテーマ

- ・ 「統治術」と呼びうるようなものについての歴史の辿り直し
- ・ 「政治的主権の行使」という非常に狭い意味について考えていく。
  - × 人間を導いたり、人間の行いを導いたり、人間の行動や反応に制約を加えたりするやり方、様式、可能性のすべてを脇に置く
- ・ 統治という実践の概念化が試みられたそのやり方の把握
- ・ 政治的主権の行使における統治実践の合理化についての研究
  - 最善のやり方で統治するために、統治実践の領域、そのさまざまな対象、一般的規則、その相対的目標が打ちたてられたやり方を明らかにする
    - × 扱われる状況、提起された問題、選択された戦術、使用されたりつくりなおされたりした道具などを明らかにしようとしたのではない。

### ■ 方法について

- ・ 普遍概念(主権者、主権、人民、臣民、国家、市民社会など)から出発してそこから具体的な諸現象を演繹する、という方法は採らない
- ・ 具体的な実践から出発し、普遍概念をいわばそうした実践の格子に通してみたい歴史主義的還元
- 普遍概念など存在しないという決断から出発してどのような歴史を語りうるか問うことを目指す。

### ■ 昨年の内容(p6, L5)

- ・ 国家理性と当時呼ばれていたものとの出現とその確立のエピソード  
:統治実践におけるある種のタイプの合理性の出現

国家理性	所与として提示される国家と、構築し築き上げるべきものとして提示される国家とのあいだに位置づけられることになる一つの実践、その実践の合理化のこと。
統治術	国家のあるべき姿を実際に存在させることを目標としつつ、自らの規則を定め、自らの振る舞い方を合理化することを目指すもの 反省的に考察され、熟慮され、計算されたやり方によって、所与としての国家が、その最大限の存在へと移行することを可能にする

	中世	国家理性 16世紀の間に確立
主権者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 臣民が彼岸において救済されるべく生きることを手助けすべき者として規定</li><li>・ 父親的な役割が常に強調され、顕著なものとされていた</li></ul>	国家の統治者は、彼岸における臣民の救済を、少なくとも直接的なやり方で気に掛ける必要はない。
国家観	人間たちをついに一つの人類として結び付け、世界の終りまで導くいわば世界における神の顕現を目指す	種別的なもので、複数存在するもの

### ■ 国家理性の原理に従って秩序づけられた統治術の具体的な姿(P8, L2)

#### (1)重商主義:

- 貨幣の蓄積によって富まなければならぬ
- 人口の増加によって強力にならなければならぬ
- 国家は列強との絶え間のない競走状態に身を置いてそこにとどまらなければならない

#### (2)内政国家

- 都市の緻密な組織化のモデルに従って際限なく国を規制する

#### (3)ヨーロッパのバランス

- 常設軍と常設的外交を整備し、諸国家間のある種の均衡が打ちたてられるようなやり方で国家の複数性を維持し、帝国タイプの統合が起こらないようにする。

→ ある種の相関物として国家は現れている

## ■ 国家理性にもとづき秩序づけられた統治術の特徴(P9, L5)

### ・ 外交政策において

- 他の諸国家との関係において制限された目標を自らに与える。

- さまざまに異なる国家の間の必要かつ十分な競争という原理に基づいて秩序づけられる

### ・ 内政国家において

- 臣民の行動様式を規則づける公権力の運営者としては無制限の目標をもつ

→ 他の諸国家との競争による均衡状態に入ることを可能にするためにこそ、統治者は、臣民たち[の生]、彼らの経済活動、彼らによる生産、彼らが商品を販売するための価格、彼らが商品を購入するための価格などを規制しなければならない。

→ 国家理性に従った統治の国際的目標の制限、国際関係におけるそうした制限は、内政国家の無限の行使をその相関物としている

## ■ 国家理性(の内政)に対して課すべき制限について(P10, L19)

### ・ 法権利の原則

- 統治の合理性の発展前後で、法権利は、王の権力を増大させるものから、減じるものとして役立つようになる。

- 王の権力の発達に内在的なものであった法権利、司法制度が、今や、国家理性に従った統治の行使に対していわば外的なものとなり、法外なものとなる

※ 16世紀および17世紀には、国家理性を制限しようとする試みが絶えずなされており、国家理性をそのように制限する原理、理性は、法的理性の側に見出されていた：国家の外部、国家理性の外部からの法権利による制限。

## ■ 近代的統治理性への変化@18世紀半ば(P13, L16)

### ・ 重要な変容が起こる

- 統治術の制限が、もはや17世紀における法権利のような統治術にとって外在的な原理によってなされるのではなく、それに内在的な原理によってなされることになる

### ：統治の内的調整

① 法権利にもとづく制限ではなく、事実上の制限になる。統治実践に事実上の制限があるということは、単純にうまく統治できていないだけ、ということになる。

② あらゆる状況を通じて常に有効な原理によって比較的一様な道筋に従ってなされるような制限が確かにある、一般的な制限となる。

③ 制限の原理は、統治実践の内部にあるものの側、統治の目標の側に探し求められなければならない。統治理性が目標に応じて、目標に到達するための最良の手段として自ら計算することができるから、その目標到達の手段の一つとしての制限になる。

④ なすべきこととなすべからざることとのあいだの分割は、個人や人間や主体の中に打ちたてられるものではなく、統治実践の領域そのものにおいてなされうる操作となされえない操作との間に打ちたてられる。

⑤ 内的調整が意味するのは、制限が正確にどちらか一方の側から課されるのでもなければ、「取引」や「相互作用」によって、すなわち一連の衝突、合意、相互的譲歩によって、包括的、決定的、全面的なやり方で課されるのでもない。あらゆる予期せぬ出来事が統治実践において最終的に、なすべきこととなすべからざることとの事実上の分割、一般的分割、合理的分割を打ち立てるという効果をもたらす。

### ➤ 批判的統治理性

・ 統治理性に対する内的批判は、法権利の問題をめぐってなされるのでもなければ、主権者の侵害やその正当性といった問題をめぐってなされるのでもない。

・ いかにして統治しすぎないようにするかという問題をめぐって展開されることになる：統治の合理性

## ■ 批判的統治理性の出現の背景(P17, L6)

統治理性の自己制限を、事実上の、一般的な、統治の操作そのものに内在的で、無限の相互作用の対象ともなりうるような自己調整として可能にした知的道具、計算のタイプ、合理性の形式は何か？

### ➤ 政治経済学

● 国家理性が統治術に対して定めた目標の枠組みそのものなかで形成されたもの

・ 政治経済学は「国家を豊かにすること」を目標とする

・ 人口と物資とを、同時に適切に調節して増大させることを目標とし、適切に調節され常に勝利するようなやり方で、諸国家間の競争を保証しようとする

→ 16-17世紀に規定された統治理性の内部そのものに宿る

- 政治経済学は、国家理性とその政治的自律性に対して外から異論を唱えようとするものではない
  - ・ 法学者たちが望んでいたものとは全く逆の結論：全面的な専制主義が必要という結論
  - ・ 自分自身で規定し自分自身で全面的に管理する経済以外のなにものによってもその境界のなかに閉じ込められることも構想されることもないようなものとしての経済的統治のこと。
- 政治経済学は、統治実践そのものについて考察を行う
  - ・ 統治実践を、その起源の側においてではなく、その諸効果の側において考察する
- 政治経済学が、理解可能なメカニズムにしたがって必然的に生じる諸々の現象、プロセス、規則性の存在を明らかにした
  - ・ 統治実践そのものに固有のある種の自然性が政治経済学の研究対象となり、自然本性という観念は、政治経済学の出現に伴って全面的にその意味を転換されることになる。
    - 自然本性は、権力の行使がその影響力を及ぼしてはならぬもの、そうすることが不當であるものとして取って置かれるような根源的な区域のことではない。
    - 統治性の行使そのものの下で、それを貫き、そのなかを流れる何か……永続的相関物としての自然本性（人口がより高い賃金に向かって移動するのは自然の法則である、食糧価格を高額に保つために設定された関税率が不可避的に食糧難のようなものを引き起こすのは自然の法則である）
- 統治性、その諸対象、その諸操作に固有の一つの自然本性があるのなら、統治実践はその自然本性を尊重することによってのみなしうるものとなる。
  - ・ 正当であるか不正であるかということではなく、成功であるか失敗であるかということこそが、今や統治の行動基準とされる：功利主義的哲学との接続

#### ■ 制限の可能性と真理の問題が統治理性に導入される(P22, L1)

- ・ 統治の成功／失敗>正当／不正となる。
- ・ 統治が自然本性を侵害するとき、統治は単にそうした法則を見誤っているということになる。
  - 統治がそうした法則の存在を知らず、そのメカニズムを知らず、その効果を知らないということになる。
- ・ 政治経済学を通じて統治術の中に導入されたもの
  - (1) 自己制限の可能性  
自らが行うことおよび自らが対象とするものの自然本性に従って、統治行動が自己に対して制限を課す可能性
  - (2) 真理の問題

#### ■ 君主の賢明さとの違い(P22, L15)

- ・ 君主の賢明さ
  - :「私は神の法をよく知っており、人間の弱さをよく知っており、私自身の限界をよく知っているので、私の権力を制限し、私の臣民の法権利を尊重しないわけにはいかない」
  - ≠統治によって取り扱われるものの自然的メカニズムについての真理
- ・ 統治術における最大最小の原理
  - 政治経済学とともに、ある種の真理の体制がうちたてられる
  - 諸々の理解可能なメカニズム
  - 関税率から課税や市場と生産との調整などへと向かうさまざまな実践のあいだに、考察され熟慮された一つの整合性を打ち立てることが可能になる。
  - すべての実践が良いものであるか悪いものであるかを、法や道徳原則に基づいてではなく、それ自身が真と偽との分割に従うことになる諸命題に基づいて判断することが可能になる。

統治術が提起し得たあらゆる問題の位置をずらすという根本的効果をもたらす

中世	「私は道徳の法、自然の法、神の法などに対し十分に適合的なやり方で統治しているだろうか？」 :統治の適合性の問題
16-17世紀	「十分なだけ統治しているだろうか、国家をそのあるべき姿にまでもたらすため、国家をその最大の力にまでもたらすために、十分なだけの強度とともに、十分根本的に、十分細部にわたって統治しているだろうか」
	「過大と過少との境界において、事物の自然本性が私に対して定める最大と最小のあいだで私はうまく統治しているだろうか？」 :統治の自己制限の原理としての真理の体制の出現

- 一連の実践と真理の体制との連結が、実際に現実のなかで存在していないものをしてしづけてそれを真と偽の分割に正当に従わせるようなものとしての知と権力の装置をどのようにして形成するのかを目指す。
- 「統治理性の自己制限」：統治術におけるこの新たなタイプの合理性としての「自由主義」／自由放任  
:私は受け入れ、望み、企図し、計算する、と統治に対して語り、統治に語らせるような新たなタイプの計算